

— わが家の地震対策、まずは簡易耐震診断から —

簡易耐震診断推進事業のご案内

昭和56年5月31日以前に着工された住宅が対象です

予算額に達し次第
終了します

- 住宅所有者の申し込みに応じて、簡易耐震診断員を派遣して調査・診断を行います。
 - 耐震性の評価や改善のポイントなどをまとめた簡易耐震診断の報告書をお渡しします。

簡易耐震診断をお申し込みください

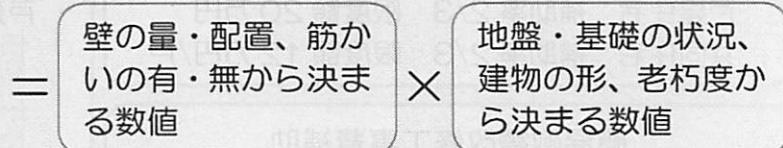
①条件確認	プレファブ住宅、ツーバイフォー住宅など対象とならない住宅があります。 昭和56年6月以降に増築（建て増し）された住宅も対象となりません。
②申し込み	住宅の建築時期がわかる書類と付近見取図を添えて申込書をご提出ください。
③申込者負担金	木造戸建住宅の場合、3,090円です。（診断後にお送りする納付書で納付）

市が診断員を派遣します

①現地調査 診断員が住宅に伺い、建物の形や壁の配置、基礎部分などを調査します。

②診断結果 木造戸建住宅の場合、耐震性は「評点」で示されます。

評点



※主に外観調査による簡易な耐震診断で、耐震改修計画の策定や工事見積書の作成まで含みませんが、今後のお住まいの耐震化に向けて、必要な費用の1割の負担で耐震性の現状を知ることができます。

評点が低い場合は耐震改修工事をご検討ください

耐震改修の計画策定や耐震改修工事の費用に対する補助については裏面をご覧ください。

【簡易耐震診断のお申し込み窓口・お問い合わせ先】
市役所本庁舎 北館5階 建築安全担当 電話：06-6489-6647

尼崎市

昭和56年5月31日以前に着工された住宅にお住まいの方へ

- 平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊などにより多くの尊い命が犠牲となりました。
- 平成23年東日本大震災や平成28年熊本地震など大規模な地震が頻発しており、さらに南海トラフ巨大地震の発生の切迫性が指摘されるなど、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。
- 昭和56年6月の建築基準法の改正により耐震基準が強化されましたので、法改正前の基準で建てられた住宅で耐震性が低い場合は、耐震改修などにより耐震化することが大切です。

住宅の耐震化を支援する制度

予算額に達し次第
終了します

簡易耐震診断推進事業（詳しくは表面をご覧ください）

簡易耐震診断の結果、評点が低い場合は、耐震改修の計画策定や工事をご検討ください。

住宅の耐震化にかかる費用の一部を補助する制度

住宅耐震改修計画策定費補助

○対象となる住宅（主な条件）

- ・昭和56年5月31日以前に着工
- ・耐震診断の結果、安全性が低いと診断
- ・兵庫県住宅再建共済制度に加入

○対象となる費用

耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用

○補助額

戸建住宅 補助率2/3 限度額20万円

共同住宅 補助率2/3 限度額12万円/戸

簡易耐震改修工事費補助

○対象となる住宅

住宅耐震改修計画策定費補助と同じ（耐震診断の結果、「危険」と診断された戸建住宅に限る）

○対象となる費用

耐震性能を改善（改修後の耐震診断の結果、「やや危険」又は「安全」となるもの）するための耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する費用

○補助額 50万円（定額）

住宅耐震改修工事費補助

○対象となる住宅

住宅耐震改修計画策定費補助と同じ

○対象となる費用

- ・耐震性向上のために行う、耐力壁の設置、屋根の軽量化、基礎の補強などに要する費用
- ・耐震改修を行う室の内装工事に要する費用

○補助額

戸建住宅 対象となる費用に応じた定額

対象費用（万円）	50～	100～	200～	300～
補助額（万円）	30	50	80	100

※一定件数までは上記金額に10万円加算

共同住宅 補助率1/2 限度額40万円/戸

○契約後の補助金申請はできません。

○部分耐震化補助（シェルター型工事費補助、屋根軽量化工事費補助）、住宅建替補助及び防災ベット等設置に対する補助は実施していません。

○補助金申請書の提出先は尼崎市となります。

市役所本庁舎 北館5階 建築安全担当

耐震改修の計画策定や工事の相談・依頼先について

○一般財団法人日本建築防災協会による情報提供

耐震診断や耐震改修を行うときに相談できる事業者（建築士事務所、施工事業者）の情報が協会のホームページで公開されていますので参考にしてください。

○ひょうご住まいサポートセンターによる情報提供

兵庫県の住宅改修業者登録制度による登録業者の情報がセンターのホームページで公開されていますので参考にしてください。（お問い合わせ先 078-360-2536）

○点検商法にご注意を

「市から委託を受けた」などとかたり、高額な改修工事を勧めるケースが報告されています。市では、市民の皆さんからの申請なく訪問することはありません。不審な訪問などを受けた場合は、消費生活センターへご相談ください。
(相談専用 06-6438-0999)